

平成30年3月1日
筑波大学

本学教員の懲戒処分について

平成30年2月28日付けで、本学の准教授（60歳代男性）を下記のとおり懲戒処分しましたので、お知らせします。

記

1 処分の内容

懲戒解雇

2 処分事案の概要

被処分者は、平成29年3月、学外での調査を終え、女子学生と2人で帰路につき、被処分者の別荘に宿泊した。

被処分者と女子学生は別々の部屋で就寝したが、その後、被処分者は、女子学生の寝ている部屋へ行き、身体を触るなどのわいせつ行為に及んだ。この被処分者の行為は、重大なセクシュアル・ハラスメントであり、女子学生に多大な精神的苦痛を与えた。

なお、被害学生に対する二次被害の防止及びプライバシー保護の観点から、本学として、これ以上の事実関係の公表は控えさせていただきます。

以上

学長コメント

学生を教育・指導する立場にある教員がこのような事態を起こしたことは極めて遺憾であり、被害学生並びに関係者の皆様に心からお詫び申し上げます。

本学では、従前よりハラスメント防止のための取り組みを推進してきたところですが、今回の事態を真摯に受け止め、学内教職員に対し、ハラスメント防止研修の一層の充実・強化を図る等、再発防止に向けた更なる啓発活動を行うと共に、学内におけるガバナンスの徹底を図り、学生の修学環境及び大学の社会的信頼の維持・向上に努める所存です。

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介